

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【公開番号】特開2003-135509(P2003-135509A)

【公開日】平成15年5月13日(2003.5.13)

【出願番号】特願2002-136845(P2002-136845)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 F 7/08

【F I】

A 6 1 F 7/08 3 3 4 L

A 6 1 F 7/08 3 3 4 B

A 6 1 F 7/08 3 3 4 P

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月17日(2005.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項14

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項14】

前記の保水ゲル層に用いる水溶性高分子が、ポリアクリル酸、ポリアクリル酸の塩類、ポリグルタミン酸、ポリグルタミン酸の塩類、ポリアクリル酸の部分中和物、ポリグルタミン酸の部分中和物、グルコマンナン、ローカストビーンガム、タマリンドガム、ポリビニルアルコール、ゼラチン、カルボキシメチルセルロースナトリウム、カラギーナン、アルギン酸ナトリウム、カルボキシビニルポリマ及びグラフト澱粉からなる群から選択される1つ又は2つ以上の混合物からなることを特徴とする請求項1~13の何れか1項に記載した携帯型温熱パッド。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

そして、上記の水溶性高分子としては、ポリアクリル酸、ポリアクリル酸の塩類、ポリグルタミン酸、ポリグルタミン酸の塩類、ポリアクリル酸の部分中和物、ポリグルタミン酸の部分中和物、グルコマンナン、ローカストビーンガム、タマリンドガム、ポリビニルアルコール、ゼラチン、カルボキシメチルセルロースナトリウム、カラギーナン、アルギン酸ナトリウム、カルボキシビニルポリマ、グラフト澱粉等が好ましいものとして挙げられるが、これらに限定されるものではない。